

## 令和4年度中小企業等省エネ設備導入支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中小企業等省エネ設備導入支援補助金交付要綱（令和4年4月1日）に基づき、アーストンコンサルティング・省エネルギーセンター補助事業共同企業体(以下、「本企業体」という。)が、省エネルギー効果の高い機器や設備（LED、高効率空調等）を中小事業者等が導入する場合に要する経費の一部に対し補助することについて、必要な事項を定めるものである。

(交付の目的)

第2条 本事業は、省エネルギー効果の高い機器や設備を導入する場合に要する一部経費に対し補助することにより、県内事業者の二酸化炭素排出量を抑制し、脱炭素化の取組を広く推進していくことを目的としている。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、次のとおりとする。

(1) 中小事業者等

次のいずれかに該当する者をいう。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）に規定する中小企業者であって、福岡県内に事業所等を所有し、事業活動を行っている者

イ 補助対象設備を設置する予定の福岡県内の事業所の年間エネルギー消費量が、原油換算で1,500k1未満の事業者であって、福岡県内に事業所を所有し、事業活動を行っている者

(2) 県内事業者

福岡県内に事業所等を有し、事業活動を行っている者をいう。

(3) 事業所等

福岡県内に所在する建築物や駐車場をいい、次のいずれかに該当するものを除く。

ア 国及び地方公共団体が所有する施設

イ 住宅及び住宅と一体となる建物のうち住居部分

(4) 省エネルギー診断

エネルギーの使用状況や建築物の構造等の調査及び分析に基づき、専門機関によりエネルギー使用の合理化に資する措置を明らかにすることをいう。

(5) 対象設備

次に掲げる設備をいい、事前に受診した省エネルギー診断の結果に基づいて導入される設備であること。

ア LED照明（左記と同時に導入する調光制御設備含む）

イ 高効率空調設備（高効率換気設備含む）

ウ 業務用給湯設備

エ 変圧器

オ 冷凍冷蔵機器

カ 高効率ボイラ

キ EMS（他の対象設備と同時導入の場合のみ認める）

ク 高効率コージェネレーション

ケ 産業用モーター

(6) エコ事業所

福岡県の「エコ事業所」登録制度実施要領に基づく登録を行っている事業所等をいう。

(事業実施期間)

第4条 事業実施期間は、交付決定日から交付決定日が属する県の会計年度の1月末日までの期間であって、次に掲げる事業着手日から事業完了日までの期間とする。

(1) 事業着手日

対象設備の導入に必要な機器の購入及び設置工事に係る契約書等の発行日をいう。ただし、契約先が複数である場合は全ての契約書等の発行日の最も早い日をいう。

(2) 事業完了日

工事完了日又は支払い義務額を支払った日のいずれか遅い日をいう。ただし、工事完了日及び支払い義務額を支払った日より後にエコ事業所登録証が交付された場合はエコ事業所登録証が交付された日を事業完了日とする。

(補助事業者)

第5条 本企業体は、次の各号のいずれにも該当する者のうち、必要かつ相当と認める者（以下「補助事業者」という。）に対して予算の範囲内で補助金を交付するものとする。なお、脱炭素化の取組を広く推進していくという事業目的を踏まえ、業種・機器の多様性等を考慮した採択をすることがある。

(1) 中小企業等であること。

(2) 県税を滞納するなど法令に抵触し、助成が適当でないと認められる事業者ではないこと。

(3) 申請時においてエコ事業所の認定を受けていること又はエコ事業所宣言書（申込書）を提出していること。

(4) 補助金交付（完了報告）請求時においてエコ事業所に登録されていること。

(5) 平成31年4月1日から補助申請日までの間に、対象設備を導入する事業所等において、対象設備について、以下定める省エネルギー診断を受診し、省エネルギー改善に係る提案を受けていること。省エネルギー診断で提案のあった設備と同一、もしくは同等以上の能力、性能を有する設備の導入事業であること。

(6) 対象設備を導入する事業所等において継続的な事業活動を行うものであること。

(7) 申請する対象設備に関して、福岡県が交付する他の補助金を受けていないこと。また、国・他地方公共団体が交付する他の補助金と併用する場合は、設備導入の総額が補助申請額を上回っていないこと。

(8) この要綱により補助金を交付した事業の補助事業名、補助事業者名、所在地、補助事業の内容等を県が公表することに同意すること。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は交付対象者から除く。

(1) 暴力団又は暴力団員

(2) 暴力団員が事業主又は役員であるもの

(3) 暴力団と密接な関係を有するもの

(省エネルギー診断)

第6条 前条第5号の規定による省エネルギー診断は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 福岡県が実施する省エネ相談事業に基づく診断
- (2) 一般財団法人省エネルギーセンターによる「省エネ最適化診断サービス」に基づく診断
- (3) 資源エネルギー庁地域プラットフォーム構築事業「省エネお助け隊」による診断
- (4) 環境省事業による診断のうち以下に掲げるもの
  - ア 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業）による診断
  - イ 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（グリーンリカバリーの実現に向けた中小企業等のCO2削減比例型設備導入支援事業）による診断
  - ウ 令和元年度以降に行われた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（CO2削減ポテンシャル診断推進事業）による診断

(対象設備の導入)

第7条 対象設備の導入に当たっては、次に掲げる要件の全てを具備しなければならない。

- (1) 既存設備に替えて導入すること。ただし、EMS導入の場合はその限りではない。
- (2) 導入にあたって設置工事を伴うこと。
- (3) 導入する機器・設備が将来用機器・設備または予備設備等でないこと。また、購入する対象設備が中古品でないこと。
- (4) 導入する設備の容量、能力などが既存設備のそれを上回っても良いが、導入後に省エネルギーに資すること。
- (5) 県内事業者から購入し、県内事業者へ設置工事を発注すること。

(補助対象経費)

第8条 この補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、対象設備の導入に必要な機器の購入及び設置工事に要する経費（消費税及び地方消費税額を除く。）とし、これに対する補助額は、補助対象経費の3分の1に相当する額以内の額とし、その上限は1,000千円とする。

2 同一県内事業者が、複数事業所の設備導入について申請する場合、上限額は1事業者あたりで算定するものとする。

(補助回数の制限)

第9条 補助金の交付申請は、同一県内事業者につき同一年度に1回限りとする。

(提出書類及び提出期日)

第10条 この要綱により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別に定めることとする。

- 2 交付申請者は、本企業体が定める期間内に様式第1号による補助金交付申請書及びこれに添付する書類を本企業体に提出しなければならない。
- 3 本企業体は、補助金交付申請書の提出があった場合は、当該申請書の内容が第5条に定める補助事業者の要件に適合するものを受理するものとし、申請書の提出時点で不備のあるものにあつては、補正が完了した時点で受理する。
- 4 補助金の交付を申請した者は、交付決定前に申請を取り下げの場合、様式第2-1号による補助金交付申請取下書を本企業体に提出しなければならない。
- 5 本企業体は、第3項により受理した補助金交付申請書に記載された補助金交付申請額の合計金額が予算の総額に達したときは、公募期間中であっても、交付申請者の募集を終了することができるものとする。
- 6 補助事業者は、前項の補助金の申請に当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助金の交付決定)

第11条 本企業体は、前条2項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、すみやかに、交付の決定をするものとする。

- 2 本企業体は、前条第6項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うものとする。
- 3 本企業体は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第12条 補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定前までに様式2-2号による申請辞退届を本企業体に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の変更の承認)

第13条 補助事業者は、認定を受けた事業計画を変更、中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、様式第3号による事業計画変更（変更・中止・廃止）承認申請書を本企業体に提出し、その承認を得なければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りでない。

- (1) 申請のあった補助事業の目的や効果に影響しない範囲での仕様等の変更

(2) その他 本企業体が必要と認めるとき。

(承認の通知)

第14条 本企業体は、前条の規定により、承認の申請があった場合の承認は、原則として、申請書の受理後14日以内に行うものとする。

(実績報告)

第15条 補助事業者は、補助事業が完了(補助事業の廃止の承認を受けた場合を含む。)したときは、その完了した日から起算して14日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月7日のいずれか早い日までに、様式第4号による補助事業実績報告書を本企業体に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第16条 本企業体は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、当該報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第12条に基づく承認をした場合には、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定しすみやかに補助事業者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第17条 本企業体は、第13条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第11条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく本企業体の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適當な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部若しくは一部を継続する必要がなくなった場合又は補助事業者の責に帰すべきではない事情により補助事業の遂行ができない場合

2 本企業体は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 本企業体は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号の場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。

4 第2項の補助金の返還期限は、当該命令がなされた日から20日以内とする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第18条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第5号による報告書により速やかに本企業体に報告しなければならない。

2 本企業体は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前項の消費税等仕入控除税額の返還については、前条第4項の規定を準用する。

(設備導入効果の情報発信及び県事業への協力等)

第19条 補助対象者は、事業実施期間の属する県の会計年度の翌年度から起算して2年間、様式第6号による経過報告書により、前年度及び前々年度の状況について、毎年6月末日までに県に報告するものとする。

2 補助対象者は、提供したデータの公表及び県が実施する成果報告会への参加等、県の省エネ関連事業へ積極的に協力するものとする。

3 補助対象者は、エコ事業所の継続的な登録に努めるものとする。

(財産の管理等)

第20条 補助事業者は、補助事業が完了した後も、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、様式第7号による取得財産等管理台帳を備え、管理しなければならない。

3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときには、第15条に定める報告書に様式第7号による取得財産等管理台帳を添付しなければならない。

(財産の処分の制限)

第21条 補助事業者は、法定耐用年数の期間内において、取得財産等を処分しようとするときは、様式第8号による財産処分承認申請書を共同企業体に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該取得財産等の処分が次の各号に該当する処分であるときは、様式第9号による財産処分報告書により本企業体に報告するものとし、当該報告書が所定の要件を具備していると認められるときは、当該報告書の提出をもって本企業体の承認があったものとみなす。

(1) 災害又は火災により使用できなくなった施設の取壊し又は廃棄

(2) 立地上又は構造上危険な状態にある施設の取壊し又は廃棄

2 前項の取得財産等のうち、処分を制限する財産は、1件あたりの取得価格又は効用の増加額が50万円以上の機械装置、重要な器具その他財産とする。

3 本企業体は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させるものとする。ただし、当該取得財産等の処分が次の各号に該当する処分であるときは、納付を要しない。

(1) 災害又は火災により使用できなくなった施設の取壊し又は廃棄

(2) 立地上又は構造上危険な状態にある施設の取壊し又は廃棄

(3) 補助事業者の責めに帰さない事情によりやむを得ず行う取壊し又は廃棄（相当の補償を得ている場合を除く。）

4 前項に規定する取得財産等の処分に係る納付額は、別に定める場合を除き、処分する部分の残存価額に対する補助金相当額とする。この場合において、適正な対価でなされる有償による処分については、処分する部分の残存価額に対する補助金相当額を上限とし、当該部分の処分により発生する収益のうちの補助金相当額とする。

#### （補助事業の経理等）

第22条 補助事業者は、補助事業に係る経費について、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、県及び本企業体の要求があったときはいつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

#### （環境価値の取扱い）

第23条 補助事業者は、補助事業により取得した財産により生み出される環境価値を他に利用する場合、県と協議しなければならない。

#### （補助事業の承継）

第24条 本企業体は、補助事業者について相続、法人の合併又は分割等により補助事業を行う者が変更される場合において、その変更により事業を承継する者が当該補助事業を継続して実施しようとするときは、様式第10号による補助事業承継承認申請書をあらかじめ提出させることにより、その者が補助金の交付に係る変更前の補助事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。

#### （事故の報告）

第25条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに様式第11号による補助事業事故報告書を本企業体に提出し、その指示を受けなければならない。

#### （状況の報告）

第26条 補助事業者は、本企業体が必要と認めて要求したときは、様式第12号による補助事業実施状況報告書を本企業体が指定する期日までに提出しなければならない

#### （その他）

第27条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和4年7月27日から施行し、令和4年度の補助金について適用する。